

しねんごう きつこうがんねん めいぼせき
私年号 「亀光元年」 銘墓石

古賀市指定文化財第13号(平成30年8月22日指定)

出土地	古賀市新原 ^{あざ} 字前田
所在地	古賀市立歴史資料館 (展示室に常設展示中)
形状等	高さ：約53cm 最大幅：約38cm 最大厚：約26cm 石材：花崗岩 ^{かこうがん}



「亀光元年」銘墓石（裏面）

元号（年号）について

2019年5月1日、わが国の元号（年号）が、「平成」から「令和」へと改元されました。

元号（年号）は、漢の時代の中国で確立した君主^{くんしゅ}の統治の年数を示す数え方です。朝鮮半島や日本などの周辺諸国でも中国の元号（年号）がそのまま使われるようになり、のちにはその国独自の元号（年号）も作られましたが、今では日本だけで使用され続けています。

日本独自の元号（年号）の始まりは、645年の「大化」と考えられていますが、継続するのは701年の「大宝」^{たいほう}以降です。同年に制定された「大宝律令」^{たいほうりつりょう}によって、公式の年の数え方として定められました。

私年号とは

日本の歴史上、異なる元号（年号）が同時期に使われたことがあります。室町時代^{むろまち}のはじめの南北朝^{なんぽくちよう}のころです。元号（年号）を定める朝廷^{ちやうてい}が分裂し、それぞれが別の元号（年号）を立てたことによります。このように元号（年号）は、朝廷によって公的に定められるものですが、民間で私的に使用されたものが**私年号**です。

私年号は、政情が不安定な時期に多く現れます。凶事が続くときなどに、その影響を断つために改元が行われることともつながるようです。安定期が長かった江戸時代は比較的少ないのですが、幕末になると増え、「神治」「神徳」「大政」「延寿」などが知られています。

「元号」と「年号」

江戸時代までは、日本では元号のことを年号という呼び名で呼ぶ場合が多くありました。また、一年の途中で年号が変わることも多くありましたが、慶応4年から明治元年への改元の際に「一世一元の制」が定められ、天皇一代につき一元号となり、「元号」が正式名称となります。

敗戦後も慣例として使い続けられた元号は、1979年には「元号法」が定められ、1989年には「昭和」から「平成」の改元、2019年には、天皇退位特例法による譲位によって、「平成」から「令和」へと改元されました。



浄
屋
妙
照
信
女

おもてめん かいみょう たくほん
表面の戒名の拓本

読み



年
七
十
一
才
安
部
茂
造
妻
龜
光
元
年
戌
九
月
廿
五
日

うらめん ぼし
裏面の墓誌の拓本

読み

私年号「亀光元年」銘墓石について

この墓石は、1994（平成6）年、古賀市新原の「高木・前田遺跡」の発掘調査中に出土しました。出土地点はもともと墓地ではないため、造成用に他所から運ばれてきた土に含まれていたものと考えられます。

表面には「浄屋妙照信女」の戒名が彫られ、裏面に「亀光元年戌九月廿五日 年七十一才安部茂造妻」と刻まれています。「亀光元年」は公式の元号(年号)にはないため、「私年号」と考えられます。

「亀光元年」は、公的にはいつをさすのでしょうか。ここからはもう一基墓石が見つかっています。表面には「花岳妙光信女」、裏面には「明治十二年卯五月七日 年廿四才安部と免」とあり、「亀光元年」銘墓石と書式や文字の配列、「安部姓」などが同一なので、二基の建立時期は近いと考えられます。そして、「亀光元年」銘墓石は「安部茂造妻」と実名をのせていないことから、明治以前のものと考えられます。

「明治十二年」銘墓石とそれほど隔たりがない「戌年」ということから「亀光元年」は「文久2（1862）年」に当たる可能性が高いと考えられます。文久2（1862）年は、幕末の混乱期にあたり、老中安藤信正が襲われた坂下門外の変や尊攘派の薩摩藩士を島津久光の命で討った寺田屋事件などが起こった年で、政情が不安定な年です。

「亀光」の年号の使用例は、この墓石以外には、博多商人「山本屋」の証文が知られるのみです。この文書も文久2年が最も妥当と考えられ、不安定な政治状況を一新するという発想で、狭い共同体の中で使用されたものと考えられます。